

多面的機能支払交付金等による事業について、保全管理等が適切に行われていない
農用地等に係る交付金の返還手続を行わせるよう適宜の処置を要求し、及び現地確
認等の必要性について周知徹底するとともに、現地確認において畦畔等の有無を確
認する必要があることなどを要綱等に明記するなどするよう是正改善の処置を求め
たもの

会計名及び科目 一般会計 (組織) 農林水産本省 (項) 農村整備推進対策費

(令和元、2両年度は、

(項) 農村地域資源維持・

継承等対策費)

部 局 等 農林水産本省、7農政局

補 助 の 根 拠 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成26
年法律第78号)

補 助 事 業 者 17道県

間接補助事業者 440市町村

事 業 主 体 1,942事業主体

多面的機能支払
交付金及び中山
間地域等直接支
払交付金の概要 農業・農村の有する国土の保全、水源のかん養等の多面的機
能の維持・発揮を図るために、農用地の保全管理活動
等を行う農業者等に対して、交付金を交付するもの

検査の対象とした交付金事業の対象農用地及び事業費	45億6549万余m ² 1005億2774万余円（令和元年度～6年度）
上記に係る交付金交付額	497億7368万余円
宅地、駐車場等に転用されるなどしていた対象農用地及び当該対象農用地に係る事業費相当額	843万余m ² (420事業主体) 1億6190万余円（令和元年度～6年度）
上記に係る交付金相当額(1)	8071万円
田の要件を満たしていないかった対象農用地及び当該対象農用地に係る事業費相当額	3300万余m ² (542事業主体) 2億8321万余円（令和元年度～6年度）
上記に係る交付金相当額(2)	1億4048万円
(1) 及び(2) の計	2億2120万円

【適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたものの全文】

多面的機能支払交付金及び中山間地域等直接支払交付金に係る対象農用地の
保全管理等について

(令和8年2月16日付け 農林水産大臣宛て)

標記について、会計検査院法第34条の規定により、下記のとおり是正の処置を要求し及
び是正改善の処置を求める。

記

1 多面的機能支払交付金及び中山間地域等直接支払交付金の概要

(1) 交付金事業の概要

貴省は、「農業の有する多面的機能の發揮の促進に関する法律」（平成26年法律第78号）、多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年25農振第2254号農林水産事務次官依命通知。以下「多面要綱」という。）、中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年12構改B第38号農林水産事務次官依命通知。以下「中山間要領」という。）等（以下、これらを合わせて「要綱等」という。）に基づき、農業・農村の有する国土の保全、水源のかん養等の多面的機能の維持・發揮を図るなどのために、農業者等に對して、都道府県及び市町村を通じて、多面的機能支払交付金（以下「多面交付金」という。）及び中山間地域等直接支払交付金（以下「中山間交付金」といい、多面交付金と合わせて「交付金」という。）を交付している（以下、多面交付金により実施される事業を「多面交付金事業」、中山間交付金により実施される事業を「中山間交付金事業」といい、これらを合わせて「交付金事業」という。）。令和7年度当初予算

における交付金の計上額は、多面交付金500億余円、中山間交付金284億余円となって
いる。

要綱等によれば、交付金事業は、農業者等の事業主体が、農用地の保全管理等を行
(注1)
うために、事業計画又は集落協定等（以下、これらを合わせて「事業計画等」とい
う。）を策定して市町村長の認定を受けて、図表1のとおり、水路の泥上げ、草刈りな
どの活動を実施するものとされており、その事業期間は5年間とされている。

(注1) 集落協定等 農業者等の間で締結されるものであって、対象となる農
用地の範囲、適切な農用地の維持・管理等として取り組むべき事
項、交付金の使用方法等を規定した取決め

図表1 交付金事業の事業主体等

交付金事業	多面交付金事業	中山間交付金事業
事業主体	農業者、地域住民、農業者団体等から構成される組織	集落協定等に基づき農業生産活動等を行う農業者等
事業内容	地域共同による水路の泥上げ、草刈りなどの活動	生産条件が不利な地域における耕作又は農用地の維持管理、水路の泥上げなどの活動
事業期間	原則として5年間（事業期間は事業主体によって異なる。）	令和2年度から6年度までの5年間

(2) 対象農用地及び交付単価

要綱等によれば、多面交付金の算定対象又は中山間交付金の交付対象となる農用地
(以下「対象農用地」という。)は、田、畑、草地等の地目に区分されており、この
(注2)
うち田は、たん水するための畦畔及びかんがい機能を有している土地とされている。

事業主体に対する毎年度の交付額は、10 a 当たりの交付単価に対象農用地の面積を
乗じた金額とすることなどとされている。そして、交付単価は、地目、地域、勾配等
に応じて定められており、地目別の交付単価をみると畑、草地等に比べて田の交付単

価が高く設定されている。

(注2) たん水 農用地内に水をためること

(3) 対象農用地の保全管理状況等に係る現地確認等

要綱等によれば、毎年度、交付金事業が完了したときは、事業主体は市町村長に、市町村長は都道府県知事に、都道府県知事は地方農政局長等にそれぞれ実績報告書等を提出することとされている。

そして、市町村長は、事業計画等に定められた対象農用地の保全管理状況等について、毎年度、事業主体から実績報告書等が提出される前に現地確認等を実施して、保全管理等の適否について確認を行うこととされている。また、現地確認は、現地見回り、写真、衛星画像等により、全ての対象農用地の保全管理状況等を対象として実施することとされている。

さらに、市町村長は、現地確認に当たり認定農用地確認野帳及び協定農用地確認野帳（以下、これらを合わせて「確認野帳」という。）を作成することとされており、確認野帳には対象農用地の所在、地目等、現地確認に必要な事項を記載することとされている。

(4) 交付金の返還

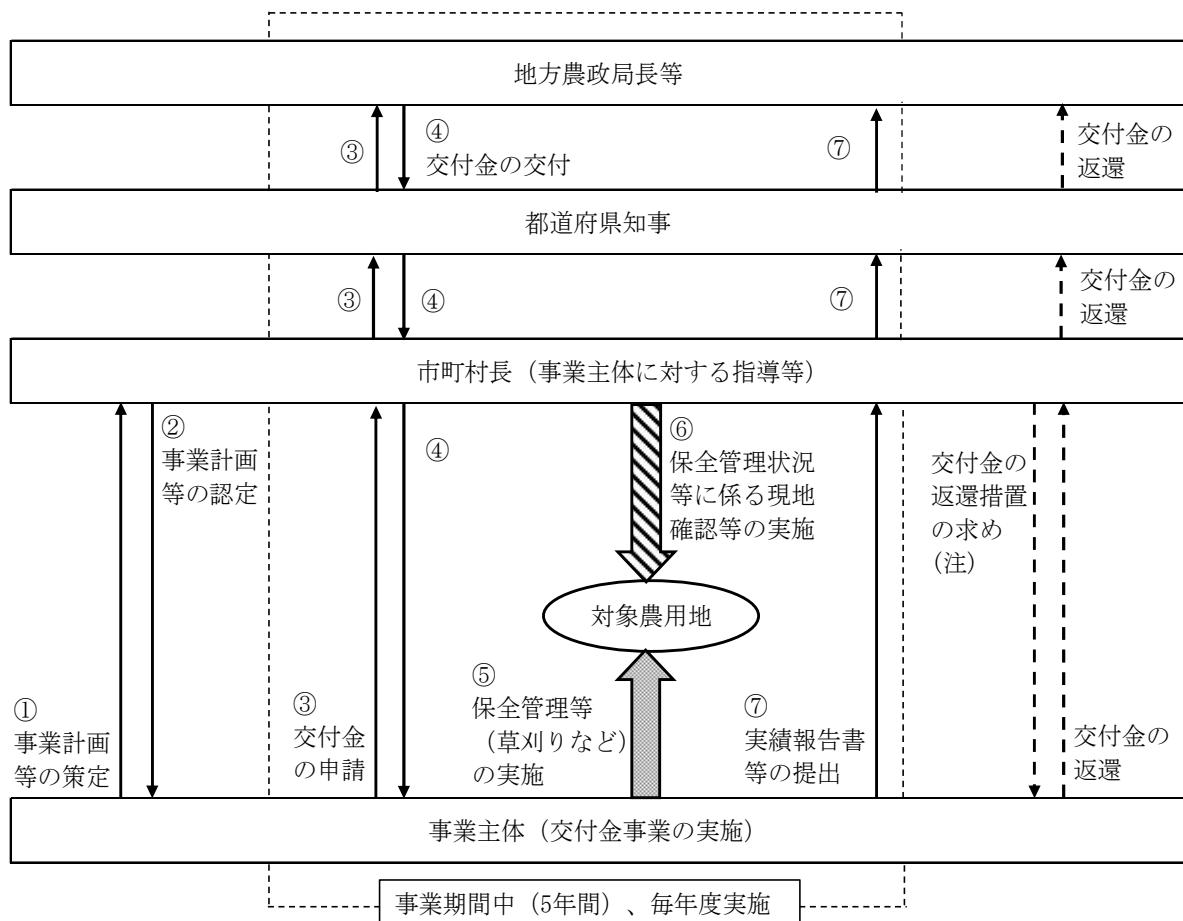
多面要綱等によれば、市町村長は、対象農用地が転用等により減少した場合、及び対象農用地の保全管理が適切に行われていないと認められたなどの場合、交付した多面交付金のうち転用等により減少した農用地部分又は保全管理が適切に行われていないと認められたなどの農用地部分に相当する多面交付金について、事業主体に対して、事業計画の認定が行われた年度に遡って返還の措置を講ずることとされている。

また、中山間要領等によれば、市町村長は、対象農用地について耕作又は維持管理が行われなかつたなどの場合に、交付した中山間交付金のうち耕作又は維持管理が行われなかつたなどしている農用地分の中山間交付金について、事業主体に対して、集落協定等の認定が行われた年度に遡って返還の措置を講ずることとされている。

そして、要綱等によれば、市町村長は、交付金の返還が生じないよう事業主体を指導することとされている。

(1)、(3)及び(4)に記載の交付金事業の流れを示すと、図表2のとおりとなっている。

図表2 交付金事業の流れ



(注) 市町村長は、対象農用地が転用等により減少した場合等に、事業主体に対して、交付金の返還の措置を求める。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合規性、有効性等の観点から、事業主体において事業期間中の活動が適切に行われ対象農用地の保全管理等が図られているか、市町村において対象農用地の保全管理状況等の確認が適切に実施されているかなどに着眼して、5年度に交付を受けた交付金の交付額が多いなどの1,942事業主体が、元年度から6年度までの間に実施した交付金事業（対象農用地計45億6549万余m²、事業費計1005億2774万余円、交付金交付額計497億7368万余円）を対象として検査した（図表3参照）。

（注3） 令和5年度末に終了した交付金事業の対象農用地については5年度末時点の面積、その他の交付金事業の対象農用地については6年度末時点の面積を集計している。

図表3 検査の対象とした交付金事業の事業主体等 (単位：万m²、万余円)

交付金事業	事業主体	対象農用地	年度	事業費	交付金交付額
多面交付金事業	1,159	39億9919	令和元～6	783億8200	391億3848
中山間交付金事業	789	5億6629	2～6	221億4574	106億3519
計	1,942 注(1)	45億6549		1005億2774	497億7368

注(1) 「事業主体」欄の計は多面交付金事業と中山間交付金事業の純計である。

注(2) 表中の数字は表示単位未満を切り捨てているため、集計しても計が一致しないものもある。

（注4） 検査に当たっては、貴省本省、及び1,942事業主体に交付金を交付した17道県の440市町村のうち211市町村において、事業計画書、実施状況報告書、対象農用地の写真等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、440市町村から5、6両年度における対象農用地の保全管理状況等に関する調書の提出を受けて、その内容を確認するな

どの方法により検査した。

(注4) 17道県 北海道、青森、秋田、福島、栃木、埼玉、福井、山梨、愛知、兵庫、奈良、岡山、山口、高知、福岡、熊本、鹿児島各県

(検査の結果)

検査したところ、前記の1,942事業主体の対象農用地のうち、1,334事業主体（多面交付金事業の822事業主体及び中山間交付金事業の517事業主体の純計）の対象農用地計3億5615万余m²は、事業計画等に田として記載されているのに、5年度又は6年度における実際の利用状況は畠となっているなどしており、事業計画等の地目と実際の利用状況とが異なっていた。そこで、これらの対象農用地の保全管理状況等及びその確認の実施状況を確認したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 対象農用地の保全管理状況等

ア 対象農用地が宅地、駐車場等に転用されている、又は保全管理等が適切に行われていない事態

17道県の198市町村から多面交付金の交付を受けた372事業主体の対象農用地計821万余m²は、宅地、駐車場等に転用されている、又は樹木が繁茂するなどして荒廃していて保全管理が適切に行われていない状況となっていた。

(注5)
また、10県の33市町村から中山間交付金の交付を受けた52事業主体の対象農用地計22万余m²は、耕作又は維持管理が行われていない状況となっていた。

このため、420事業主体（372事業主体及び52事業主体の純計）の事業費相当額計1億6190万余円に係る交付金相当額計8071万余円が過大に交付されていると認められた。

(注5) 10県 青森、秋田、福島、栃木、埼玉、山梨、兵庫、岡山、福岡、熊本各県

イ 対象農用地が田の要件を満たしていない事態

17道県の200市町村から多面交付金の交付を受けた423事業主体及び15県の67市町

村から中山間交付金の交付を受けた128事業主体の対象農用地であって、田の交付単価により交付金が交付されている対象農用地3300万余m²（多面交付金事業3087万余m²、中山間交付金事業213万余m²）は、保全管理等が行われていたものの、5年度末又は6年度末時点において畦畔がなく、田の要件を満たしていないかった。

このため、多面交付金事業については、実際の利用状況に応じて畑、草地等の交付単価を用いて交付額が算定されておらず、また、中山間交付金事業については、中山間要領等に定める畑、草地等の要件も満たしていないなどしており、542事業主体（423事業主体及び128事業主体の純計）の事業費相当額計2億8321万余円に係る交付金相当額計1億4048万余円が過大に交付されていると認められた。

(注6) 15県 青森、秋田、福島、栃木、埼玉、福井、山梨、愛知、兵庫、奈良、岡山、山口、高知、福岡、熊本各県

(2) 保全管理状況等の確認の実施状況

ア 現地確認や確認野帳の作成が実施されていない事態

(1) アの事態が生じていた420事業主体に交付金を交付した207市町村において現地確認を実施しているか確認したところ、134市町村は現地確認を実施したとしていたが、15道県の73市町村は、現地確認を実施する必要があることを認識しておらず、又は事務負担等を理由に現地確認を実施していなかった。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

熊本県菊池郡菊陽町内の農業者等から構成される菊陽町農水広域協定は、令和元年度から6年度までの間に、菊陽町から多面交付金の交付を受けて、対象農用地1150万余m²（事業費計4億0138万余円、多面交付金交付額計2億0069万余円）において多面交付金事業を実施している。

しかし、菊陽町は、多面要綱等を確認せず、業務で使用している引継書に現地確認の実施について記載がなかったことにより、現地確認を実施する必要性を認識しておらず、対象農用地の全てについて、多面交付金事業の実施期間中に現地確認等を実施していないなかった。

そこで、対象農用地の保全管理状況を確認したところ、対象農用地1150万余m²のうち61万余m²は、宅地、駐車場等に転用されていた。このため、多面交付金事業の事業費相当額計592万余円に係る交付金相当額計296万余円が過大に交付されていた。

また、現地確認を実施したとしていた134市町村において、現地確認に当たり確認野帳を作成しているか確認したところ、^(注8)8県の17市町村は確認野帳を作成しておらず、適切に現地確認を実施するために必要な対象農用地の所在、地目等の情報を確認しないまま現地確認を実施していて、保全管理状況等を十分に確認したとは認められない状況となっていた。

前記のとおり、現地確認を実施していなかった市町村の中には、事務負担等を理由に現地確認を実施していなかった市町村が見受けられた。一方、全ての対象農用地について現地確認を実施していて、(1)アの事態が生じていない市町村の中には、要綱等で例示されている現地見回り、写真又は衛星画像の方法以外に、貴省から補助金等の交付を受けて実施する他の補助事業における農用地の現地確認（以下「他事業の現地確認」という。）の結果、又はeMAFF農地ナビを活用するなどして効率的に現地確認を実施している市町村が見受けられた。

上記について、要綱等で例示されている方法以外に、他事業の現地確認の結果を活用する方法により効率的に現地確認を実施している参考事例を示すと、次のとおりである。

<参考事例>

鹿児島県指宿市は、令和4年度から6年度までの間に、多面交付金事業を実施した指宿市広域協定の対象農用地計2027万余m²（事業費計2億6105万余円、多面交付金交付額計1億3052万余円）の全てについて、現地確認を毎年度実施していた。

そして、同市は、要綱等で例示されている方法以外に、関係部署から水田活用の直接支払交付金に係る事業における農用地の現地確認の結果の提供を受けて活用することにより効率的に現地確認を実施していた。

(注) 水田活用の直接支払交付金 米の安定供給のほか、水田の持つ多面的機能の維持強化等に資するよう、水田を最大限に有効活用するために、水田において麦、大豆等の戦略作物等を生産する農業者に対して交付される交付金。同交付金に係る事業においては、農用地の現地確認を行うこととなっている。

(注7) 15道県 北海道、青森、秋田、福島、栃木、埼玉、福井、愛知、兵庫、奈良、岡山、高知、福岡、熊本、鹿児島各県

(注8) 8県 青森、秋田、福島、栃木、福井、愛知、兵庫、鹿児島各県

(注9) e MAF 農地ナビ 市町村の農業委員会等が整備する農地情報に位置情報等を付与し、衛星画像等と重ねて公開している貴省のウェブサイト

イ 田の要件である畦畔等の有無を確認していない事態

要綱等において、田はたん水するための畦畔等を有している土地とされているにもかかわらず、(1)イの事態が542事業主体において生じていた。そこで、当該事態が生じていた事業主体に交付金を交付した217市町村において、現地確認の際に、田の要件である畦畔等の有無を確認しているかみたところ、152市町村はこれを確認し

ていなかった。また、要綱等において、田の要件である畦畔等の有無を確認することやその確認方法について明確に示されていなかった。

(是正及び是正改善を必要とする事態)

交付金事業について、対象農用地が宅地、駐車場等に転用されている、又は保全管理等が適切に行われていない事態及び対象農用地が田の要件を満たしていない事態並びに現地確認や確認野帳の作成が実施されていない事態及び田の要件である畦畔等の有無を確認していない事態は適切ではなく、是正及び是正改善を図る要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、事業主体において対象農用地の保全管理等を適切に行うことについての認識が欠けていること、市町村において現地確認を実施することや、現地確認に当たり確認野帳を作成することについての認識が欠けていることなどにもよるが、貴省において次のことなどによると認められる。

ア 市町村に対して、事業主体において対象農用地の保全管理等を適切に行う必要性についての認識が欠けているのに、事業主体を指導することの必要性についての周知が十分でないこと、また、現地確認や確認野帳の作成を確実に実施することの必要性についての周知が十分でないこと

イ 要綱等において、現地確認の際に田の要件である畦畔等の有無を確認する必要があることやその確認方法について明確に示していないこと

3 本院が要求する是正の処置及び求める是正改善の処置

貴省は、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るために、毎年度、

多額の交付金を交付しており、交付金事業を引き続き実施していくこととしている。

については、貴省において、交付金事業が適切に実施されるよう、次のとおり是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求める。

ア 対象農用地が宅地、駐車場等に転用されている、又は保全管理等が適切に行われていない事態が生じていた420事業主体、及び対象農用地が田の要件を満たしていない事態が生じていた542事業主体に交付金を交付した市町村に対して、17道県を通じて、過大に交付された交付金の返還手続を行わせること（会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求するもの）

イ 市町村に対して、対象農用地の保全管理等を適切に行うよう事業主体を指導すること、及び現地確認や確認野帳の作成を確実に実施することの必要性について周知徹底すること。また、他事業の現地確認の結果を活用するなどして効率的に現地確認を実施する方法を周知すること（同法第34条の規定により是正改善の処置を求めるもの）

ウ 現地確認の際に田の要件である畦畔等の有無を確認する必要があることやその確認方法について要綱等に明記すること（同法第34条の規定により是正改善の処置を求めるもの）